

入札参加資格について

横須賀市新市立病院建設工事は、次に掲げる要件をすべて満たした『複数者の特定建設工事共同企業体（乙型）』と『前述の特定建設工事共同企業体（乙型）と次の要件をすべて満たした設計企業のグループ』による混合入札とする。

共同企業体による参加者

《代表構成員》

- ア 有資格者名簿（業務委託）に、業種「建築設計」営業種目「建築設計」、（工事）に、業種「建築一式工事」で業者名が登録されている者であること。
- イ 横須賀市に登録されている経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の建築一式工事の総合評定値（総合評点）が 1,800 点以上であること。
- ウ 建築一式工事について建設業法第 15 条第 1 項に規定する特定建設業の許可を有し、この工事に対応する監理技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。
- エ 分担工事額が構成員中最大であること。
- オ 建築一式工事について、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として、以下の施工実績を有していること。
 - (Ⅰ) 病院における 300 床以上又は 20,000 m²以上の規模で免震構造の新築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の病床数が 300 床以上又は 20,000 m²以上の規模で免震構造のものに限る。）の施工実績があり、引き渡しを完了させた者。
 - (Ⅱ) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものであること。

なお、施工実績（病床）の規模は、次式により算出（小数点以下切り捨て）し、特定建設工事共同企業体としての施工実績（病床）を上限とする。

$$\text{施工実績（病床）} = \text{共同企業体の施工実績（病床）} \times \text{出資比率} \times 2.0$$

- カ 建築一式工事について、病院における 300 床以上又は 20,000 m²以上の規模で免震構造の病院での新築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の病床数が 300 床又は 20,000 m²以上の規模で免震構造のものに限る。）を平成 22 年 4 月 1 日以降に監理技術者もしくは主任技術者として担当した実績を有する建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を専任で配置できること。（本入札の参加資格申請書提出日において 3 ヶ月以上の雇用関係が確認できる者に限る。）なお、本入札の参加資格確認申請書提出時点において、配置予定監理技術者を特定できない場合は複数の者を届出可とする。ただし、落札者となった時点で 1 名に特定すること。

- キ 平成 22 年 4 月 1 日以降に元請かつ単体で、日本国内における病院のうち、一般病床が 300 床以上の病院の新築又は改築（一部を除く）の実施設計を含む設計業務を 2 件以上受託し、かつ履行した実績を有する者。なお、設計業務とは、基本設計及び実施設計までの（建築及び建築設備設計を含む）業務をいう。
- ク 平成 22 年 4 月 1 日以降に元請かつ単体で、延べ面積が 10,000 m²以上の免震構造の建築物（建築物種別を問わない）の新築又は改築（一部を除く）の実施設計を含む設計業務を 1 件以上受託し、かつ履行した実績を有する者。
- ケ キ、ク的设计業務において、総括的な立場又は建築（意匠）担当主任技術者として実績を有する一級建築士を、実施設計が終わるまで、管理技術者として配置できる者であること。また、その者は参加者の組織に属し、3ヶ月以上の恒常的な雇用関係が確認できる者に限る。
- コ 設計業務における配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。
管理技術者：建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
意匠主任技術者：建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
構造主任技術者：建築士法第 10 条の 2 の 2 に規定する構造設計一級建築士
電気設備主任技術者：建築士法第 10 条の 2 の 2 に規定する設備設計一級建築士又は同法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士
機械設備主任技術者：建築士法第 10 条の 2 の 2 に規定する設備設計一級建築士又は同法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士
※管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、各 1 名とするが、管理技術者と意匠主任技術者は兼務できるものとする。
- サ 特定建設工事共同企業体と設計企業によるグループである場合、キ、ク、ケ、コは適用しない。

《他の構成員》

- ア 有資格者名簿（工事）に、担当する業種（下記イに記載するものに限る）について業者名が登録されている者であり、所在区分は市内業者であること。
- イ 土木一式工事を担当する事業者がある場合にあつては経営事項審査の土木一式工事の総合評定値（総合評点）が 830 点以上、建築一式工事を担当する事業者がある場合にあつては経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が 670 点以上、解体工事を担当する事業者がある場合にあつては経営事項審査の解体工事の総合評定値が 650 点以上であること。
- ウ 担当する予定の工事の特定建設業の許可を有し、この工事に対応する監理技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。監理技術者の専任期間は、各構成員の担当する工事期間とする。
- エ 分担工事額は分担区分に応じた額であること。ただし、請負総額のうち、5 億円以上を他の構成員が分担すること。

グループによる参加者

- ア 有資格者名簿（業務委託）に、業種「建築設計」営業種目「建築設計」で業者名が登録されている者であること。
- イ 本工事の入札に重複して参加していないこと。
- ウ 平成 22 年 4 月 1 日以降に元請かつ単体で、日本国内における病院のうち、一般病床が 300 床以上の病院の新築又は改築（一部を除く）の基本設計を含む設計業務を 2 件以上受託し、かつ履行した実績を有する者。なお、設計業務とは、基本設計及び実施設計までの（建築及び建築設備設計を含む）業務をいう。
- エ 平成 22 年 4 月 1 日以降に元請かつ単体で、延べ面積が 10,000 m²以上の免震構造の建築物（建築物種別を問わない）の新築又は改築（一部を除く）の基本設計を含む設計業務を元請として、1 件以上受託し、かつ履行した実績を有する者。
- オ ウ、エの設計業務において、総括的な立場又は建築（意匠）担当主任技術者として実績を有する一級建築士を、実施設計が終わるまで、管理技術者として配置できる者であること。また、その者は参加者の組織に属し、3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係が確認できる者に限る。
- カ 設計業務における配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。
 - 管理技術者：建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
 - 意匠主任技術者：建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
 - 構造主任技術者：建築士法第 10 条の 2 の 2 に規定する構造設計一級 建築士
 - 電気設備主任技術者：建築士法第 10 条の 2 の 2 に規定する設備設計一級建築士又は同法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士
 - 機械設備主任技術者：建築士法第 10 条の 2 の 2 に規定する設備設計一級建築士又は同法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士※管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、各 1 名とするが、管理技術者と意匠主任技術者は兼務できるものとする。